

岡山県立津山商業高等学校同窓会 会則

- 第1条 本会は、津山商業学校、岡山県津山商業学校、岡山県立津山商業高等学校、岡山県立津山北園高等学校の卒業生を以って組織し「岡山県立津山商業高等学校同窓会」と称する。
- 第2条 本会は母校と卒業生との連絡機関となり母校の発展を助け会員相互の親睦を深めることを目的とする。
- 第3条 本会の本部及び事務局は岡山県立津山商業高等学校内（岡山県津山市山北531）に置き、各地に支部を設置することができる。
- 第4条 本会会員を下記の通りに分ける。
1. 正会員（卒業生） 1. 賛助会員（母校職員）
但し会員3名以上の紹介により幹事の推薦を経て会長の承認を得た母校中途退学者は正会員になることができる。j
- 第5条 本会に下記の役員を置く。
1. 会長 1名 1. 副会長 若干名 1. 幹事長 1名 1. 副幹事長 1名
1. 幹事 若干名 1. 会計 2名 1. 会計監査 2名 1. 庶務 若干名
- 第6条 会長、副会長、並びに会計監査は、総会に於いて会員中より之を選出する。
副会長中より幹事長1名、副幹事長1名、会計2名、庶務若干名を互選する。
役員任期は2カ年とする。但し再選を妨げない。
幹事は、各期の代表者とする。
- 第7条 会長は本会を総攬する。副会長は会長を補佐し会長事故あるときは之を代理する。幹事長は幹事を総括し会務を管理する。副幹事長は幹事長を補佐する。幹事は本会の会務にあたる。会計は、会計事務を掌理する。庶務は本会の庶務を掌理する。
- 第8条 支部には支部長を置き、支部役員を置くことができる。支部長は支部を代表統括し本会の副会長を兼務する。
- 第9条 同窓会長退任者は顧問に、同副会長は参与に推戴する。
- 第10条 本会正会員は卒業の際終身会費として別に定める金額を拠出するものとする。
- 第11条 年度末の剰余金は基本金として別途会計に移すことを得る。
- 第12条 本会は毎年5月に総会を開き諸般の協議を報告する。但し、会長は必要に応じ臨時総会を招集することができる。
- 第13条 本会の事業は総会出席者の過半数以上の決議を経て之を定める。但し、場合により役員会出席者の過半数以上の決議を経て之を定めることができる。
- 第14条 会員中住所氏名及び職業に異動のある時はその都度之を本会に報告するものとする。
- 第15条 本会の経費は入会金および寄付金その他会費によりまかなうものとする。
本会計年度は4月1日から翌年3月31日とする。
- 第16条 本会則の変更は総会出席者の過半数以上の決議を経て行なう。

平成 4年5月14日 一部改正
平成16年5月14日 一部改正
平成21年5月14日 一部改正
平成23年5月14日 一部改正
平成30年5月14日 一部改正